

日本生協連が厚生労働省に提出した意見と回答

厚生労働省は類似の意見に一括して回答しており、以下の回答は日本生協連の意見に対する個別の回答ではありません。また、日本生協連の意見の前文は省略しています。

日本生協連の意見	厚生労働省の回答
<p>1. 健康牛の検査廃止</p> <p>国内では 2003 年以降の出生牛から BSE 陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等の BSE 対策が有効に機能しているものと認識しています。</p> <p>また、非定型 BSE は孤発性の可能性があります。発生頻度が極めて低く、今後も現行の水準で BSE 対策（飼料規制、SRM の再利用禁止、食肉処理工程での SRM 除去等）が継続され、と畜前の生体検査、異常牛や死亡牛の BSE 検査が確実に実施されれば、牛や人への感染は防止できるものと考えます。</p> <p>今回、貴省が食品安全委員会のリスク評価に基づいて BSE 国内対策を見直し、健康牛の検査を廃止することについては、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。</p> <p>2. と畜前の生体検査の適切な実施</p> <p>BSE 対策の有効性の確認のため、今後も BSE の発生状況を確認することが必要です。引き続き、高リスク牛については BSE 感染の有無を確認する体制が必要なことから、高リスク牛かどうかの識別がこれまで以上に重要な意味を持つものと考えます。たとえば、非定型 BSE は定型 BSE と比較して臨床症状が不明確であるとの知見もあり、生体検査においては症状を広くとらえる必要があります。さらに、国内で長期間感染牛が発生していないことで対応が形骸化しないよう、現場に対しリスク管理措置の意味を明確に示していく必要があります。</p> <p>食品安全委員会から貴省へのリスク評価</p>	<p>1.</p> <p>BSE 対策については、開始から 10 年以上が経過し、国内の BSE リスクが低下したこと及び平成 25 年 7 月の BSE 検査対象月齢引上げ後も BSE 検査の結果は全て陰性であることを踏まえ、平成 27 年 12 月に BSE の国内対策の見直しについて食品安全委員会に諮問しました。</p> <p>平成 28 年 8 月、食品安全委員会にて「食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる」とする食品健康影響評価の結果が示され、現在のリスクに応じた管理措置とするため、一般の BSE 検査の見直しを行うこととしました。</p> <p>2.</p> <p>と畜前の生体検査における BSE の判定基準については、「伝達性海綿状脳症検査実施要領（平成 13 年 10 月 16 日付け食発第 307 号別添）において、都道府県等宛て通知しているところです。</p> <p>健康牛の BSE 検査が廃止された後も、と畜前の生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた 24 ヶ月齢以上の牛及び全身症状を呈する 24 ヶ月齢以上の牛に対する BSE 検査は引き続き実施されます。</p> <p>と畜現場にて診断書等により、骨折、関節炎、熱射病等起立不能の原因が明確であるとと畜検査員が判断する場合を除き、24 ヶ月齢以上の全ての全身症状を呈する牛に</p>

結果の通知でも「生体検査において全身症状を呈する牛については、現場の検査員に混乱を来さぬよう、具体的な内容を適切に周知する必要がある」との意見が付されています。この意見に従い、現場での判断にぶれが生じたり高リスク牛を見逃したりしないよう、生体検査の意義と判断基準を明確に示していくことが必要です。

3．最終的な国内 BSE 対策の整理の必要性

今回、健康牛の BSE 検査が廃止されれば、国内の BSE 対策は最終段階に近づくものと考えられます。農林水産省と共同でリスク管理措置全体を総合的に論議し、最終段階として必要な対策を整理する時期に来ているのではないのでしょうか。

これまでの対応においても、本来はまず BSE 対策のロードマップを示し、対策の有効性を検証しながら計画的に対策を変更していくことが望ましかったと考えます。国民に場当たり的な対応と受け取られないよう、計画を事前に示すことが必要です。

4．BSE 対策についての国民への説明

11 月に開催された伝達性海綿状脳症対策部会で委員から指摘があったように、BSE 検査の持つ意味が食肉の安全確保のための「スクリーニング」から、BSE の発生状況と対策の有効性を確認するための「サーベイランス」へと変化している状況があります。生体検査や BSE 検査の根拠となると畜場法は、公衆衛生の見地から必要な規制を行い、国民の健康保護を目的とした法律であることは理解しますが、検査実施の実質的な目的について、誤解が生じない説明が必要と考えます。

同時に、今後も、検査を含む各種の BSE 対策について、それぞれどのような目的で実施するのかを整理し、国民にわかりやすく説明することを要望します。

について BSE 検査の対象とするよう、「伝達性海綿状脳症検査実施要領」を改正します。

3．

BSE 対策については、今後も食品安全委員会のリスク評価等科学的知見を踏まえ、引き続き、関係省庁や都道府県等と連携して必要なリスク管理措置を行ってまいります。

また、今後も引き続き、BSE のリスク管理の実施状況等について、意見交換会や薬事・食品衛生審議会への報告等により国民の皆様にご理解いただけるよう一層努めてまいります。

4．

今般の BSE 対策の見直しに当たり、食品安全委員会、農林水産省及び消費者庁と連携して、意見交換会を東京及び神戸で開催し、国産牛肉の安全性が確認されている状況等について説明し、科学的評価を踏まえて管理措置を見直すことについて御理解いただけるよう努めました。今後も引き続き、国民に対して分かりやすい情報提供に一層努めてまいります。

5 . BSE やプリオン病に関する調査・研究 や情報収集等の必要性

海外では、完全飼料規制実施後も定型 BSE が発生している事例があることから、国内外における定型 BSE の発生やその原因については引き続き情報収集が必要と考えます。また、BSE における「人と牛との種間バリアの存在」についても、現象は知られていますが、そのメカニズム等については十分説明されていないように思います。非定型 BSE については、食品安全委員会の評価書で、定型 BSE に比べ発生頭数も少なく知見が限られている旨述べられています。

食品安全委員会や農林水産省と連携し、今後も引き続き BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集を進めることを要望します。

5 .

これまでも、関係省庁において非定型 BSE も含めた BSE に係る研究について推進してきたところです。

厚生労働省においては、厚生労働科学研究において非定型 BSE も含めた BSE に係る研究を継続しているところであり、その研究成果については厚生労働科学研究成果データベースにおける公開研究論文として専門誌に発表するほか、食品安全委員会の審議等に活用されてきました。引き続き、リスク管理措置を行う上で必要となる研究を推進していきます。